

特許切れ薬 自己負担増へ

厚労省提案 後発薬の利用促す狙い

ジェネリック（後発医薬品）がある特許切れの先発医薬品について、厚生労働省は9日、患者の自己負担額を引き上げる制度見直し案を社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会に示した。価格が低いジェネリックとの差額の一部を保険適用対象から外し、自己負担額に上乗せする。後発薬の利用を促し、医療費の公費負担を抑える狙い。

（3割の場合30円）に加え、差額100円の一部を支払うこととなる。政府はこれまで、

2021年時点で、後発薬の使用割合は79%まで高まったが、更に推し進

は、患者の選択によって費用が設定される「選定

薬の差額のひがみ」の範囲を自己負担とするか費用が設定される「選定

薬の差額のひがみ」との範囲を自己負担とするか費用が設定される「選定

薬の差額のひがみ」との範囲を自己負担とするか費用が設定される「選定

高齢化や医療の高度化に伴って年々増大している医療費を抑えるため、後発薬の使用率が高い薬局や医療機関には追加の報酬を支払うなど、後発薬への移行を進めてきた。

厚生省は先発薬と後発薬を処方する理由は「患者が希望するから」が最も多い。今回の見直し案

する意見もあった一方、医療上先発薬が必要な場合分けで考える必要があるとの指摘も出た。

（吉澤聰）

薬剤費は、原則1～3割を患者が負担し、残りは公的医療保険から支払われる。同首案では先発薬が200円、後発薬が100円だった場合、患者が先発薬を希望するなら、後発薬の自己負担額